

中小企業の事業承継・事業引継ぎを巡る

新たな2つのガイドライン(上)

事業承継ガイドラインの改訂

明治大学 商学部 教授
中小企業庁「事業承継ガイドライン改訂検討会」座長 **山本 昌弘**

2022年3月17日に、事業承継ガイドライン改訂検討会によって再改訂された「事業承継ガイドライン(第3版)」が中小企業庁から公表された(注1)。このガイドラインは、2021年4月28日に公表された「中小企業の経営資源集約化等に関する検討会取りまとめ」中小M&A推進計画」に沿って再改訂されたものである。同時に、事業承継ガイドライン改訂検討会によって承認された「中小PMIガイドライン」中小M&Aを成功に導くために」が公表されている。これら一連のガイドラインや計画は、すべて中小企業庁のウェブサイトでダウンロードが可能である。事業承継ガイドラインは、2

006年6月に「事業承継ガイドライン」中小企業の円滑な事業承継のための手引き」として策定された。その後2014年に、事業承継を中心とする事業活性化に関する検討会が設置され、同年7月に「事業承継を中心とする事業活性化に関する検討会中間報告」を公表した。この中間報告は、事業承継が喫緊の課題であることを強調し、事業承継ガイドラインの改訂とM&Aガイドラインの策定を提案するものであった。

事業承継ガイドラインについては、2016年に事業活性化に関する検討会に事業承継ガイドライン改訂小委員会が設置され、同年12月に副題のない事業承継ガイドライン第2版が10年ぶりに公表された(注2)。今回、それが再改訂されたのである。M&Aガイドラインについては、2014年11月に、中小企業向け事業引継ぎ検討会が設置された。この検討会は2015年3月に、「事業引継ぎガイドライン」M&Aを活用した事業承継の「手続き」を策定した。その後2020年3月に事業引継ぎガイドライン改訂検討会によって改訂され、「中小M&Aガイドライン」として今日に至っている(注3)。

筆者は、2015年の事業引継ぎガイドライン以降、2016年の事業承継ガイドライン第2版、2020年の中小M&Aガイドライン、2021年の中小M&A推進計画、そして今回の事業承継ガイドライン第3版の事業承継ガイドライン第3版をそれぞれ座長(ないしは委員長)としてとりまとめてきた。近年中小企業庁は、事業承継全般に関わる事業承継ガイドラインとM&Aに特化したM&Aガイドラインを、ほぼ5年間隔で改訂している。今号では、事業承継ガイドライン第3版を中心に、次号では中小PMIガイドラインを中心に解説していく。

盗取されたキャッシュカードを利用した不正払戻しと預金者保護法の適用（消極的）

令和3・2・19 東京地裁民事第37部判決、令和元年（ワ）第26797号補てん金請求事件、【確定】、金融・商事判例1618号37頁、金融法務事情2178号92頁

岡山大学 名誉教授・岡山商科大学 法学部 教授 吉岡 伸一

いわゆる特殊詐欺（注1）とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝を含む）の総称とされているが、警察および各金融機関ほか種々の公的、私的機関がその発生を抑えようとする努力にもかかわらず、高止まりで推移している（後掲）。

このうち、警察署や銀行協会、大手百貨店等の職員を装って被害者に電話をかけ、「キャッシュカードが不正に利用されている」等の名目により、キャッシュカード等を準備させたうえで、隙を見るなどし、同キャッシュカード等を盗取するものを「キャッシュカード詐欺盗」というところ（注2）、キャッシュカード詐欺盗の事案につき、被害者が「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律（平成17年8月10日公布、平成18年2月10日施行。以下、「預金者保護法」または「法」という）の「重大な過失」ではなく、「過失」に該当する事例に当たるとして訴えを提起し、今般、第1審判決（東京地判令和3・2・19金融・商事判例1618号37頁、金融法務事情2178号92頁【確定】）が「重大な過失」と判示したので、これにつき検討を加えたい。

一 事案の概要

1 当事者

X（昭和6年生まれ。当時87歳の女性）は、平成31年2月当時、その息子家族と肩書住所地のマンション（以下、「自宅」

という）に居住しており、後見開始または保佐開始の審判を受けていなかった。

Yは、法2条1項2号の信用金庫に該当する。

2 預貯金等契約等

Xは、平成31年2月までに、

Y、株式会社A銀行および株式会社B銀行との間で、各預貯金等契約を締結し、別紙口座目録記載の各口座を開設し（以下、Y、A銀行、B銀行との間で開設した口座をそれぞれ、「本件Y口座」、「本件A口座」、「本件B口座」といい、これらを併せて「本件各口座」という）、各キャッシュカードの交付を受けた（以下、Y、A銀行、B銀行から交付を受けたキャッシュカードをそれぞれ、「本件Yカード」、「本件Aカード」、「本件Bカード」といい、これらを併せて「本件各カード」という）。

3 本件各カードの盗難、預金払戻し等の経緯

ア Xは、「1」平成31年2月19日午後1時頃、自宅において一人で過ごしていたところ、警察官（自称）のCと名乗る者から、電話で、千葉県東金市のミニストップにおいて、偽造されたXのキャッシュカードを用いて預金引き出されたため、キャッシュカードを調べるの

金融業界における新評価指標

「Bank index」で読み解く金融機関の姿（上）

株式会社データ・ループへ 吉原 清嗣

本稿で示す新しい金融機関指標（Bank index）は、金融機関の活動と顧客企業の業績との因果関係（金融機関の支援活動が原因であり、顧客企業の財務の改善が効果である）を認識し、その貢献に従って金融機関を評価することをベースにしている。金融機関の財務指標ではなく、顧客企業の財務指標に対する金融機関の関与を評価指数とした考えである。

この理論に東京商工リサーチの全国企業財務データを投入し指標の有益性を証明するために、地方銀行、第二地銀、信用金庫、信用組合、政府系金融機

関のカテゴリーから、GoodパターンとBadパターンを示して分析する。加えて、この指標を金融機関の公益性とする、私益性（金融機関収益）とバランスを持った指標へと拡張して説明したい。

これは金融庁と東京商工リサーチとの研究成果の一部でもある（特許第6754107号）。

はじめに

「小さくとも真剣に企業支援に取り組む金融機関を計量的に評価する」という「Bank index

の研究がスタートしたのは2007年頃である。きっかけは、「どの金融機関が資金提供したかによって企業の成長が左右される」のではないか？ この利用者の言葉からであった。

残念ながら、現在の金融機関経営指標からは顧客企業と一緒に成長した金融機関と、そうでない金融機関を区別することは困難である。

金融の貢献（企業・地域）や成長に資する金融力なるものの測定は、実務界で業務に携わる者の多くが抱く疑問点であり、解決感のない命題であった。言うまでもなく、金銭消費貸借契

約書と交換に貸出金が利用者に交付され、利用企業の生産から消費までをトレースがしつかりできればその答えはわかりやすい。

広域金融機関も狭域金融機関も、株式会社金融機関も協同組織金融機関も、時代の変遷や環境の変化を超えた普遍的な活動目的は、銀行法1条にある「国民経済の健全な発展に資する」ことにある。監督機関も繰り返し顧客支援を重要項目に掲げている。

顧客支援について、正しい答えがあつてそれに従って邁進しているのであればこの分析は必